

「子どもを虐待から守る条例」（中間案）」に対する意見募集結果

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	第七条	「基本的な考え方」について、何の基本的な考え方が不明確であるため、「第三条の基本的な考え方」に改めてはどうか。	ご意見のとおり修正します。
2	第十二条	「行う又は」について、動詞を「又は」でつなく場合の法制執務のルールに基づき、「行い、又は」に改めてはどうか。	ご意見のとおり修正します。
3	第十四条	「行われた疑いを認めた場合」について、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項等の表現を参考に、「行われている疑いがある場合」に改めてはどうか。	児童虐待の防止等に関する法律第9条の3は、立入調査を実施したにもかかわらず拒否された場合に、例外的に臨検・捜索の強制処分を行うことができる規定です。一方、本条は、広く配偶者に対する暴力を規定する趣旨であることから、「行われた疑いを認めた場合」のままとします。
4	第十九条	「委託推進」について、「委託推進」で1つの語句とするのは適切ではないと考えられるので、「委託の推進」に改めてはどうか。	ご意見のとおり修正します。
5	第二十条	「移転先の児童相談所長」について、その前に出てくる「移転先の住所等を管轄する児童相談所」という表現と齟齬がみられるため、それと同一の児童相談所を指すということを明確にするため、「当該児童相談所長」に改めてはどうか。	「児童相談所の所長」及び「当該児童相談所の所長」として表現を整理します。
6	第二十条	「移転し、移転前に支援等を行っていた児童相談所長から情報の提供を受けた場合は」について、条件を重ねる場合の一般的な法制上の表現を用いて、「移転した場合において、移転前に支援等を行っていた児童相談所長から情報の提供を受けたときは」に改めてはどうか。	ご意見のとおり修正します。
7	第二十条	「移転する情報」について、「移転するという情報」に改めてはどうか。 「措置に努める」について、「措置を講ずるよう努める」に改めてはどうか。	ご意見のとおり修正します。
8	第二十一条	改正前の第十八条を改正後の第二十一条としたことにより、条例において、「県と市町や関係機関等との情報の共有」という観点が失われてしまった。「連携」の中に「情報共有」という要素も包含されているとは思いますが、児童虐待の防止において情報共有は非常に大切な事項であると考えるので、条例のいずれかの部分に「情報共有」という観点を盛り込みたい。	本条において「要保護児童対策地域協議会の活用」を規定しています。当協議会は、要支援児童等への適切な支援を図るために各関係機関等の情報共有を行う機関であることから、連携、役割分担などの規定とともに情報共有の観点を含むものと考えます。
9	第二十一条	「協働で」について、日本語として適切ではないと思われるので、「共同で」又は「協働して」に改めてはどうか。	ご意見のとおり「協働して」に修正します。

また、市町等からもご意見をいただいたため、あわせて下記のとおり県の考え方を整理しました。

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	第五条 第九条	「子ども及び子育て家庭」、「子ども及び家庭」は、同意義であれば、記述を統一してはどうか。	当該条文において、「子ども及び家庭」に表現を統一します。
2	第八条	「その子どもの心身の健全な育成」と表記をしてはどうか。	ご意見のとおり修正します。
3	第二十一条	歯科衛生士は、妊産婦健診、乳幼児健診、学校健診等に加え、歯科診療所において直接歯みがき指導や生活習慣指導を時間を掛けて行っている。その際に、親と子の口腔内の状態、身なり、親子間の接する態度や会話から、虐待についての「気付き」を得ることがあり、歯科衛生士を連携対象に記載することを希望する。	本条に規定した医師、歯科医師等の方々は例示列举であり、列記していない職種、職務の方々も広く連携対象となりえます。このため、歯科衛生士の方々も本条の「その他子どもの福祉に職務上関係のある者」に含まれると考えます。